

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
選手低体重対策に関わる規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」とする)が、低体重に起因したアスリートの健康障害を防止するため、必要な体格(Body Mass Index, 以下「BMI」とする)計測、スクリーニングの方法、異常値を呈したアスリートへの対応の基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 BMI計測の適用となる競技会は本協会の主催大会とし、以下にあげる大会とする。ただし、理事会の決議によりさらに適用となる大会が追加される場合がある。

ボルダリングジャパンカップ

リードジャパンカップ

ボルダリングユース日本選手権

リードユース日本選手権

コンバインドジャパンカップ

2 BMI計測の対象者(以下「対象選手」という。)は、前項の各大会における準決勝進出者を原則とする。ただし、準決勝が設定されない場合、決勝進出者とする。

(BMI計測者・計測場所・計測時間)

第3条 前条第1項の各大会において計測を実施する者(以下「計測者」という。)は、本協会のスポーツクライミング医科学委員会または強化委員会(以下、単に委員会の名称のみ使用する。)に所属する委員2~4人とする。

2 BMI計測場所、時間は、各大会で個別に設定し、大会開催要項内で公表するものとする。

3 計測者は、計測にあたって個人情報管理に十分注意する。計測実施に際しては適宜スクリーン等で遮蔽することが望ましい。

(BMI計測機器・方法)

第4条 計測者は、対象選手に対し、体重計及びメジャーによる直接計測を行う。使用する計測機器は、別に定める基準を満たすものとする。

2 計測は原則1回のみとする。対象選手は、脱衣の必要はないが、競技参加時の服装と同じ服装で行うものとし、計測者は余分な重量が被計測者(対象選手)に付加されていないことを必ず確認する。

3 対象選手は、計測された計測値に対して、計測現場で異議を申し立てることができる。

(BMI の計算, 下限値)

第 5 条 計測者は、計測値を用い、以下の計算式より得られた値を対象選手の BMI とする。

$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$$

(注) 体重は実計測値- 0.5kg(衣服分)とする

2 BMI は以下を正常下限値とする。(年齢は満年齢とする)

女子

20 歳以上	17.6
19 歳	17.5
18 歳	17.3
17 歳	17.0
16 歳	16.6
15 歳	16.2
14 歳	15.7

男子

20 歳以上	18.5
19 歳	18.0
18 歳	17.6
17 歳	17.1
16 歳	16.6
15 歳	16.0
14 歳	15.5

上記値を満たさないものを低 BMI と定義する。

(低 BMI 選手への対応)

第 6 条 スポーツライミング医科学委員会の計測担当者は、計測の結果低BMI基準に該当すると決定した対象選手(以下「該当選手」という。)に対して、当該計測を行った大会の終了時に口頭で結果を報告する。大会終了後 1 週間以内に低 BMI 基準に該当した旨の報告を書面にて行う。

2 スポーツライミング医科学委員会は、前項の報告とあわせて、二次調査としての問診アンケート調査用紙を該当選手に送付する。

3 前項の問診アンケートは、本規程の目的である健康障害の防止の観点から、健康障害を見出すことを目的とし、特に女性の場合女性アスリートの三主徴(Female

Athlete Triad)の早期発見を目的として、スポーツライミング医科学委員会が別途その内容を定める。該当選手はアンケート調査を拒否することはできない。

3 問診アンケートの結果、スポーツライミング医科学委員会において該当選手の健康障害が強く示唆されると認めた場合、該当選手はすみやかに専門医療機関を受診し、その結果についての診断書をスポーツライミング医科学委員会に提出しなければならない。

4 スポーツライミング医科学委員会は、前項の診断書をもとに該当選手の健康状況を確認し、該当選手の競技継続が該当選手の健康に著しい害を与えると判断した場合には、理事会に対し、該当選手の登録選手規程第3条第1項に定める競技会への一定期間の出場の停止を提言することができる。

5 理事会は、前項の提言の内容を審議し、該当選手の前項に定める大会への出場を停止することを決定する。

6 前項の該当選手の出場停止の解除は、スポーツライミング医科学委員会が別に定める基準に基づき該当選手の健康状況を確認した結果、理事会に対して解除が相当である旨の提言を行った場合に、理事会が、提言の内容を審議の上、決定する。

7 本条2項から5項の手続き経過中に開催される大会参加については、理事会決定まで出場の停止はおこなわれない。

(BMI計測における選手の権利)

第7条 対象選手は、BMI計測を拒否することができる。ただしこの場合、対象選手はレッドカード扱いとなり、計測を拒否した大会におけるそれ以降の競技に参加することはできない。(本協会 スポーツライミング競技規則 21条3)

(罰則)

第8条 本協会は、以下の不正を行った選手に対して、当該大会終了日以降100日間の本協会の主催する大会への出場を停止することができる。

- 1 BMI計測に際して、荷重付加等の不正を行う
- 2 問診アンケート調査に虚偽の回答を行う、もしくは回答をしない
- 3 第6条3に該当したにもかかわらず、診断書を提出しない
- 4 そのほか本規程運用上、選手としてふさわしくない言動を行う

附則

1 本規程は、令和3年11月12日から施行する。

2 本規定は, 本協会 日本代表チームに関わる規程 第2条2 に干渉するものではない。